

ベネズエラ情勢（内政・外交：平成30年4月）

1 内政

（1）大統領選挙

ア 12日、マドゥーロ大統領は、モゲリーニEU外務・安全保障政策上級代表に対し、選挙立会・監視技術団を派遣するように要請したと述べた。同日、全国選挙評議会（CNE）は、国連、EU、カリコム、アフリカ連合、メルコスール議会等に対し、国際選挙立会団の派遣を要請したと発表した。

イ 16日、ルセナCNE委員長は、アフリカ、アラブ諸国、EUの社会組織やメディアに対し、選挙システムの確実性と5月20日の選挙の合法性を説明するための外遊を開始し、17日チュニジアを、19日エチオピアを、24日ロシアを訪問した。

ウ 22日、5月20日大統領選挙等の選挙キャンペーンが開始した（～5月17日）。

エ 23日、マドゥーロ大統領、ファルコン前ララ州知事等の大統領候補が選挙公約を発表した。

（2）マドゥーロ大統領の裁判

ア 9日、国会に任命された海外亡命中の最高裁は、オルテガ「前」検事総長によるマドゥーロ大統領に対するブラジル大手建設会社オーデブレヒト社との汚職にかかる国際指名手配の要請を受け、マドゥーロ大統領に対する訴追を認め、国会に対し裁判の継続を承認するように求めた。

イ 17日、国会は、海外亡命中の最高裁によるマドゥーロ大統領の汚職にかかる裁判の国会への事前承認の要請を受け、同裁判の継続を賛成多数で承認した。

ウ 30日、複数の国会に任命された最高裁判事の自宅や事務所が内務司法省諜報局（Sebin）等によって搜索された。同日、チリ外務省は、チリ政府はかかる状況を懸念しており、ベネズエラ政府に対し全てのベネズエラ国民の人権を尊重することを再度強く要求するとのコミュニケを発出した。

（3）その他

11日、サンブラーノ国会議員等、一部の新時代党の国会議員、代理議員が、野党連合MUDにも拡大前線（Frente Amplio）にも属さない野党分派 Prociudadanos に参加することを決定した。14日、新時代党は、上述の国会議員はかかる行為で党から自動的に追放となると発表した。

2 外交

（1）パナマとの経済取引停止

ア 5日、当国政府は、パナマの22名の自然人（バレラ・パナマ大統領、その他閣僚全員等）及び46の法人（コパ航空等）との経済取引を90日間停止すると発表した。これに対し、同日、パナマ政府はコミュニケを通じ、当地パナマ大使の召還を決定する

とともに、ベネズエラ政府に対し在パナマ・ベネズエラ大使も召還するように要求した。

イ 10日、パナマ政府は、ベネズエラの対抗措置を受け、パナマで運行するベネズエラの航空会社の運行を4月25日～90日間（延長可能）停止すると発表した。

ウ 13日、当国政府は、5日発表したパナマとの経済取引の90日間停止のリストにパナマの50の法人を新たに追加すると発表した。

エ 18日、マドゥーロ大統領は、ベネズエラ・パナマ間の経済問題を解決する用意があるとし、「両国間で秘密裏に会合が持たれたが、パナマ側の参加者の一人がベネズエラ代表団を侮辱したため、合意に至らなかった。」と述べた。

オ 19日、パナマ外務省はコミュニケを通じ、パナマ政府はベネズエラとの経済関係を再開し、外交関係を強化することで、地域の社会平和に貢献するための条件に関心を有していると述べるとともに、サイン・マロ・パナマ外務大臣兼副大統領とカストロ当国経済担当副大統領（農業生産性・土地大臣）等が会合を持ったことを確認した。

カ 26日、ベネズエラ政府とパナマ政府は建設的な二国間関係を維持し、両国民の福祉を増進させるため、①在ベネズエラ・パナマ大使、在パナマ・ベネズエラ大使の駐在の回復、②航空の接続の回復、③二国間のアジェンダの様々な事項を扱うため、オープンで尊重された形の外交的対話の維持に合意した。

（2） 対米

ア 2日～3日、セッションズ米下院議員（共和党）がベネズエラ政府の招待により当地を私的訪問し、マドゥーロ大統領等と会談した。

イ 4日～7日、ダービン米上院議員（民主党）がベネズエラを訪問し、マドゥーロ大統領、バルボサ国会議長等とそれぞれ会談した。また、7日、同議員は会見において、2016年 Sebin に逮捕され拘束されているジョシュア・ホルト米国人モルモン教牧師を訪問したと述べた。

ウ 13日、米務省は、米務省及び米国国際開発庁（USAID）はベネズエラ移民への人道支援として約1,600万米ドルを支援すると発表した。

エ 19日、ムニューシン米財務長官は、世銀・IMF春季会合のベネズエラにかかる会合を通じ、「腐敗したベネズエラ当局者及び支援ネットワークによる国際金融システムの悪用を規制するためには、具体的な行動が必要である。我々は国際的協力を強化するとともに、適切なチャンネルを通じて、かかる個人及びネットワークの資産に関する情報共有を続けることで合意した。」との声明を発出した。

（3） 対欧州

ア 18日、外務省は、1月下旬のEU制裁にかかる措置として召還していたスペインとの両国の大使を数日以内に帰還させることを合意し、外交関係を正常化すると発表した。

イ 19日、モゲリーニEU外務・安全保障政策上級代表は、「EUは、ベネズエラにおける民主主義、法、人権を侵害し続けうるいかなる決定及び行為に対しても適切な措

置を執る用意がある。」との声明を発出した。

ウ 26日、バルボサ国会議長、ボルヘス前国会議長等は、ブリュッセルにおいて、モゲリーニEU外務・安全保障政策上級代表と会談した。同代表は、EUはベネズエラの公正で、信頼性があり、野党との合意の下での選挙プロセスが実施されるように取り組んで行くことを確認した。

エ 11日、アレアサ外相は、ブリュッセルにおいて、モゲリーニEU外務・安全保障政策上級代表と会談した。

(4) 米州サミット

ア 13日、ペンス米副大統領は、ボルヘス前国会議長、レデスマ前カラカス大市長、スモランスキー前エル・アティージョ市長等と在ペルー米国大使公邸において会談し、ベネズエラ選挙、民主主義の回復、約1,600万米ドルの支援等について話し合った。

イ 13日～14日、米州サミットがペルーにおいて開催された。マドゥーロ大統領は欠席した。米国とリマ・グループは、「自由、公正、透明で、民主的なプロセスのための必要な保証の下、政治囚がなく、すべての政治アクターの参加を含む大統領選挙を要求する。かかる条件を満たさない選挙は合法性及び信頼性に欠くことを確認する。」とのコミュニケを発出した。

(5) ボルヘス前国会議長等の外遊

ア 3日、ボルヘス前国会議長、レデスマ前カラカス大市長等はフランスにおいて、マクロン・フランス大統領と会談した。同大統領はコミュニケを通じ、5月20日の大統領選挙の条件は、正当かつ自由で、透明性がある選挙を実施できるものではないと表明した。

イ 5日、ボルヘス前国会議長、レデスマ前カラカス大市長等はスペインにおいて、ラホイ・スペイン首相、ダスティス・スペイン外相とそれぞれ会談した。

ウ 18日、フロリダ国会外交委員会委員長はブラジルにおいて、ヌネス・ブラジル外相と会談し、マドゥーロ大統領に対する訴追を支持するように要請した。21日、フロリダ委員長は、同委員長、カプリレス前ミランダ州知事等野党リーダーが、ベネズエラの民主主義の擁護に貢献したとして、クルゼイロ・ド・スル国家勲章をテメル・ブラジル大統領より叙勲された。

(6) アレアサ外相の動き

ア 7日、アレアサ外相はイランにおいて、ザリーフ・イラン外相と二国間関係について会談した。

イ 24日、アレアサ外相はニューヨークにおいて、国連平和構築・平和維持に関するハイレベルフォーラムに出席するとともに、同フォーラムのマージンで、ポポリシオ・ペルー外相と会談した。

(7) その他

ア 7日、エル・アイサミ副大統領、カストロ農業生産性・土地大臣はブロック・オランダ外相と会談し、12月より停止していたキュラソー、アルーバ、ボナール島（オランダ領）との商業目的の海路及び空路を同日より正常化すると共同会見において発表した。

イ 9日、コロンビアを訪問中のソールベルグ・ノルウェー首相は、サントス・コロンビア大統領との会見において、ノルウェーは、100万米ドルを弱い立場にあるベネズエラ人向けに支援する（そのうち半分は、コロンビアに居住するベネズエラ人向け）と発表した。

ウ 9日、ピニェラ・チリ大統領は、大量のベネズエラ移民への対応として、1年間の滞在を可能とするビザの発給を16日より当地チリ領事館において開始すると発表した。

エ 21日、マドゥーロ大統領はキューバを訪問し、アレアサ外相、ハウア基礎教育相等とともに、ディアス・カネル・キューバ新国家評議会議長と会談した。

オ 22日～23日、G7外相会合がトロントにおいて開催され、共同コミュニケを通じ、ベネズエラの人権や民主主義の原則への尊重の欠如、経済危機、大量のベネズエラ移民、公正でない大統領選挙への懸念が表明された。

カ 30日、OAS常設理事会臨時特別会合において、ベネズエラの人道危機について討議された。